

令和4年度立川駅南口 東京都・立川市合同施設（仮称）建物等警備・受付案内及び設備保守業務委託の公募について

1 総則

以下に示す事業の企画競争の実施については、この文書及び募集要項によるものとする。

2 事業概要

令和4年度立川駅南口 東京都・立川市合同施設（仮称）建物等警備・受付案内及び設備保守業務委託

立川駅南口 東京都・立川市合同施設（仮称）（以下、「本施設」という。）は、東京都と立川市による合築施設である。

本施設の3階から7階までは、多摩地域における雇用・支援機関が入居し、若年層から高齢者まですべての年齢層の利用者に対し、キャリアカウンセリング、求職活動支援セミナー及び求人情報の提供等、雇用就業に関する一貫したサービスをワンストップで提供する。

また、多摩地域の魅力を発信するために、3階には地域情報・行政情報を発信する情報発信センター、1階には特産品販売店とカフェが入居する。また、地下1階から地上2階にかけて有料自転車等駐輪場、地下1階に業務用駐車場を設置している。

本施設における建物等警備・受付案内業務及び設備保守業務を委託する。

3 委託期間

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

4 仕様内容

仕様書による。募集の概要については、募集要項を参照。（仕様公開日にビジネスチャンス・ナビ2020にてデータを掲載）

※参加申請にあたっては、ビジネスチャンス・ナビ 2020（以下、「ナビ」という。）への事前登録が必要です。詳細は以下6を参照。

募集要項は、当事業の財源である東京都予算確定前の時点で作成しており、事業規模や選定方法等の変更がありうるものとし、変更があった場合は、ただちに企画提案参加希望書類提出事業者宛に（公財）東京しごと財団（以下、「財団」という。）より連絡する。なお、東京都予算が確定するまでは、情報の管理に万全を尽くすとともに、取扱いに注意すること。

本事業の契約は令和4年度収支予算が令和4年3月31日までに財団理事会で承認された場合において、令和4年4月1日に確定するものとする。

5 応募資格

以下の要件を全て満たしている者であること。

- (1) 法人格を有すること。
- (2) 法令等を遵守していること。
 - ア 企画提案申込み時において職業安定法（昭和 22 年法律第 141 号）又は労働者派遣法（第 3 章第 4 節の規定を除く）の規定又はこれらの規定に基づく命令若しくは処分に違反した日から 5 年を経過していること。（これらの規定に違反して是正指導を受けたもののうち、企画提案申込み時までには是正を完了しているものを除く。ただし、財団の事業に直接関わる契約で是正指導を受けたものは、是正を完了してから 2 年を経過していること。）
 - イ 労働保険・厚生年金保険・全国健康保険協会管掌健康保険又は船員保険の未適用及びこれらにかかる保険料の未納があった場合に、その日から 2 年を経過していること。
 - ウ 企画提案申込み時から過去 2 年間に於いて、上記以外の法令違反があり、社会通念上著しく信用を失墜しており、本事業の実施に支障を来すと判断される者でないこと。
 - エ 納期の到来している法人住民税及び法人事業税を完納していること。
 - オ 企画提案申込み時から過去 1 年間に財団又は東京都等との委託契約等における契約違反がない者であること。
 - カ 東京都暴力団排除条例（平成 23 年東京都条例第 54 号）第 2 条第 4 号に規定する暴力団関係者でない者、東京都契約関係暴力団等対策措置要綱（昭和 62 年 1 月 14 日付 61 財経庶第 922 号）別表 1 号に該当するとして（事業協同組合等であるときは、その構成員のいずれかの者が該当する場合を含む。）、要綱に基づく排除措置期間中でない者であること。

※東京都暴力団排除条例

http://www.reiki.metro.tokyo.jp/reiki/reiki_honbun/g101RG00004199.html

※東京都契約関係暴力団等対策措置要綱

https://www.e-procurement.metro.tokyo.jp/documents/pdf20210406184228_1.pdf

- (3) 経営状態が安定しており、以下のいずれにも該当しない者であること。
 - ア 会社更生法による更生手続開始の申立てをした者又は更生手続開始の申立てをされた者
 - イ 民事再生法の規定による再生手続開始の申立てをした者又は申立てをされた者
 - ウ 破産法に基づく破産手続の申し立てをした者又は同破産手続の開始決定を受けた者
 - エ その他会社法に基づく特別清算の開始等経営状況が不健全であることが明らかになった者
- (4) 予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）第 70 条及び第 71 条の規定に準じて、次の各号のいずれにも該当しない者であること。
 - ア 当該契約を締結する能力を有さない者（未成年、被保佐人又は被補助者であっても、契約締結のために必要な同意を得ている者は除く）及び破産者で復権を得ない者
 - イ 以下の各号のいずれかに該当し、かつ、その事実があった後 2 年を経過していない者（これを代理人、支配人その他の使用人として使用する者についてもまた同様とする）
 - (ア) 契約の履行に当たり故意に事業の執行及び成果を粗雑にし、又は実績の数量等に関して不正の行為をした者
 - (イ) 公正な競争の執行を妨げた者
 - (ウ) 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者

- (エ) 監督又は検査の実施に当たり、職員の職務の執行を妨げた者
 - (オ) 正当な理由なく、契約を履行しなかった者
 - (カ) 入札において落札者と決定された者又は随意契約において契約の相手方として決定された者で、正当な理由がなく契約を締結しない者
 - (キ) 前各号のいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を、契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用した者
 - (5) 公共の安全及び福祉を脅かす恐れのある団体に属する者又は信用度が極端に悪化している者でないこと。
 - (6) 本事業に事業協同組合とその組合員双方が申し込んでいないこと。
 - (7) 以下のア及びイの要件を満たすこと。
 - ア 警備業務及び設備業務が含まれる ISO9000 シリーズ及び ISO27001、又はプライバシーマークの認証を受けていること。
 - イ 設備業務が含まれる ISO14000 シリーズの認証を受けていること。
 - (8) 警備業法（昭和47年法律第117号）に基づく認定を受けていること。
 - (9) 次の事項に該当していないこと。
 - 仕様の閲覧申込者と企画提案に参加を希望する者が同一でない者
- ※複数の企業で構成される企業グループ又は事業協同組合においても、企画提案参加を希望する構成員（企業又は受託組合員）が一緒に仕様の閲覧を必ず申し込むこと。

6 仕様公開

事業名	公表日時	公開場所
立川駅南口 東京都・立川市合同施設（仮称）建物等警備・受付案内及び設備保守業務委託	令和4年1月18日（火） 13時00分	ビジネス・チャンスナビ 2020 上

仕様の閲覧にあたっては、ナビ (<https://www.sekai2020.tokyo/bcn/>) 上に掲載されている「仕様閲覧申込書」に記入の上、令和4年1月13日（木）16時までにナビの希望申請にて所定項目を入力し、添付すること。

7 契約情報の公表

本契約が東京都指導による公表対象となる場合（契約金額250万円以上）、受託者は契約情報の公表に同意すること。公表に同意しない場合は契約締結後14日以内に委託者に文書で協議を行うこと。

参考 事業者選定までのスケジュール

- 1/7～1/13 公示期間（仕様の閲覧申込み）
- 1/18 仕様の公開

1/18～20	質問受付期間
1/28	質問回答日
2/1	企画提案参加申請書類提出締切
2/3	書面審査の結果の連絡（書面審査合格者のみ）
2/15	企画提案関係書類提出締切
2/18	価格審査結果の連絡
2/25	予備審査の結果通知
3/1	提案内容に関する説明・質疑応答（プレゼンテーション）
3/上旬	契約内定者決定の連絡

※本スケジュールは変更される場合がある。

8 問い合わせ先

（公財）東京しごと財団総務課経理係

電話 03-5211-2308

メールアドレス nyusatsu@shigotozaidan.or.jp

なお、本事業の内容等に関する質問は、質問受付期間を設けるため、事前の電話等による質問には、一切応じない。